

西彼町商工会
西海町商工会
大島町商工会
崎戸町商工会
大瀬戸町商工会

西海市商工会合併協議会

ニュース 第7号

発行者
西海市商工会合併協議会
事務局
大瀬戸町商工会
西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-3
0959-22-0597

合併協議会合意項目

1 7 年 4 月	第1回合併協議会 合併協議会の規約 正副会長の選任 事業計画書及び予算書の承認 合併協議事項の承認 商工会の名称 合併の方式・合併の期日	済
5 月	第2回合併協議会 協議会スケジュール 意見集約・啓発の方法 公告の方法・会員の資格 総会・総代会・役員 各種部会・各種委員会	済
6 月	第3回合併協議会 青年部・女性部の取扱 各種共済事業 加入金・会費・手数料 財産の取扱 定款・規約・規程の整備	済 一部再提案
7 月	第4回合併協議会 事務処理の統一化 商工会の事業 地域振興事業、固有の事業 受託事業、事務代行 県・市補助金 支出の精査 手数料について	済 一部再提案
8 月	第5回合併協議会 新商工会の場所、本支所体制 事務局体制 規程整備・手数料	済 一部再提案
9 月	第6回合併協議会 新商工会の事業計画 新商工会の財政計画 設立委員会・合併基本協定 その他継続審議事項について	済
10 月	第7回合併協議会 基本協定締結式について 合併総会に係る事項について 合併契約締結式について	済
以上基本項目は全て合意しました		

過去の合併協議会ニュースは以下のアドレスから
<http://www.shokokai-nagasaki.or.jp/>



第七回西海市商工会合併協議会及び 西海市地区商工会合併基本協定締結式開催

十月十七日、大島町商工会館で第七回西海市商工会合併協議会を開催し、今回は、三つの議案が協議され可決承認されました。協議事項概要は以下のとおりです。

基本協定締結式について

合併に関する基本的事項が合意されたことを受け、相互の意思確認の意味で合併協議会終了後、基本協定を締結することになりました。

合併総会に係わる事項について

各商工会では、来年四月一日に合併するためには、それぞれ臨時総会を開催し合併に関する承認を受ける必要があります。また、合併する商工会が手続きを揃うるために、十一月十五日に五町同日に開催することになりました。

合併契約締結式について

各商工会での臨時総会の議決を経て、十一月二十九日に崎戸町で合併契約締結式を実施する予定となりました。

その他

今後のスケジュールについて、今後合併後最初の総代会開催までの各種手続きを確認しました。

合併により新商工会に引き継ぐべき債権

について、債権者保護手続きを取る必要があります。その公告について各商工会での掲示、及び長崎新聞に連名で公告することが決まりました。

また、現状で、各商工会地区の管轄が異なる関係機関について、それぞれ合併協議会名、各商工会会長連名で統一の検討をお願いすることが決まりました。対象関係機関は国民生活金融公庫（佐世保・長崎）、公共職業安定所（大瀬戸・佐世保）、労働基準監督署（長崎・佐世保）です。

なお現在各商工会に派遣されている担当税理士については、当面の間、引き続き合併前の税理士でお願いできるよう九州北部税理士会、長崎税務署に依頼することになりました。

西海市地区商工会基本協定締結式

協議会終了後、合併協議会で合意した内容に基づき前回協議会で承認された「西海市地区商工会合併に関する基本協定書」に各商工会長が署名捺印、各立会人が署名しました。

各商工会臨時総会
11月15日(火)
同時開催予定



この後は、これを基本に設立委員会を設置し合併契約の締結に向け新商工会の定款等を取り決めていきます。

基本協定書の主な内容は、以上のとおりです。

新設合併とする

合併の時期は平成十八年四月一日とする

名称は西海市商工会とする

本所・支所体制とし本所は西海町商工会とする

総代会を設置し、総代数は、西彼町二十四、西海町二十五、大島町二十三、崎戸町十四、大瀬戸町二十四の合計百十とする

役員は会長一、副会長二、理事二十六、監事二とする

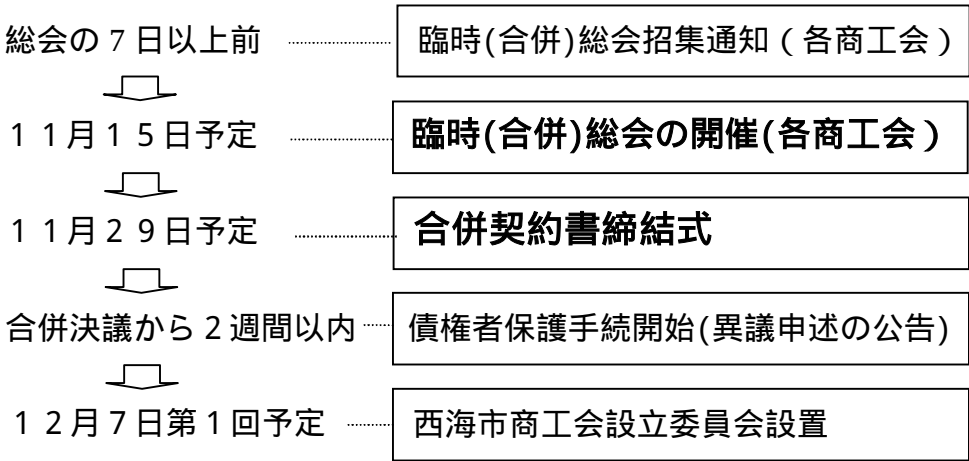
立会人は、

県商工労働政策課鎌田真寛課長補佐

西海市産業振興課松永勝之輔課長

県商工会連合会浦稔美専務理事

今後のスケジュール等（予定）



- 臨時(合併)総会の主な付議事項
- 合併決議（合併契約承認含む）
 - 設立委員会規程・予算
 - 設立委員の選任(各商工会から3名ずつ)

債権者保護手続概要

債権者（事務機リース会社等）に対し異議申述の公告。申述期間30日以上必要

